

第6章 災害ボランティアの受入れ

1 基本的な考え方

被災地域の膨大なニーズに応えるためには、市町村社会福祉協議会と連携してボランティアを受入れ、その活動を支援する必要がある。

その活動拠点として、災害ボランティアセンターを設置するものとする。

(1) ボランティア等との連携

ア 大規模な災害が発生したときに被災者の膨大なニーズに応えるためには、行政のみでは十分な対応が困難であり、柔軟に対応できるボランティアとの連携が必要不可欠である。

イ 災害時にボランティアを受入れ、活動が円滑に行われるためには、災害ボランティアセンターを設置・運営する市町村社会福祉協議会と、平常時から会議や訓練等を通じて連携しておくことが重要となる。

ウ 専門性があり全国で活動する災害ボランティア団体との連携も有効である。

(2) 災害ボランティアセンターの設置

ア 災害の規模、被害状況等様々な情報を総合的に勘案し、市町村社会福祉協議会等との情報交換や協議を行った上で、災害ボランティアセンター設置の判断をするものとする。判断の主体は、市町村であるか又は市町村社会福祉協議会であるのか、また、どこに設置するかをあらかじめ決めておくものとする。

イ 災害ボランティアセンターの設置が決まったら、ボランティアを円滑かつ効果的に受け入れられるよう、市町村社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げるものとする。

2 市町村の役割

被災者支援のため、災害ボランティア活動が円滑に行えるための支援が重要である。

(1) 地域防災計画への災害ボランティアの位置づけ

災害対策基本法において、地域防災計画を定めるときは他の者（ボランティアを含む）の応援を受け入れられるよう配慮が求められているので、計画の中に災害ボランティアセンターについて記載されていることが必要である。

(2) 災害ボランティアセンターの活動に対する支援

ア 災害ボランティアセンター、現地活動拠点を置く場所の提供

来訪者がアクセスしやすいよう公共施設が望ましいが、被害の状況により柔軟に判断する必要がある。事務スペース、打合せスペース、資機材の保管場所や広い駐車場が必要となる。

イ 活動に必要な資機材の提供

災害ボランティアセンターの運営やボランティア活動に必要な資機材は、発災直後は入手が困難になることが想定されるため、あらかじめ準備しておくことも必要である。ボランティア活動用資機材のうち消耗品は持参を依頼することが望ましい。

＜災害ボランティアセンターの活動に必要な資機材の例＞

【センター運営資機材（例）】

用途	品目
機材	長机、椅子、テント（屋外活動用）、コピー機、印刷機、パソコン、デジカメ、プリンタ、ラジオ、テレビ、ハンドマイク（拡声器）、被災地域の道路地図・住宅地図・避難所マップ・ハザードマップ、暖房器具、スコップ、バケツ、ヘルメット 等
通信機器	電話、ファクス、無線、パソコン（インターネット接続端末）、WiFi機器 等
事務用品	基本的な事務用品（筆記用具、ファイル、ポストイット、ガムテープ等）
交通手段	自転車（鍵と荷台付き）、バイク（荷台付き）、軽トラック、ワゴン車、マイクロバス 等
衣類	スタッフ用ベスト、帽子、腕章、名札、カップ 等
生活用具	非常食、洗面セット、割り箸、使い捨てカイロ、防塵マスク、ゴミ袋、救急箱、消毒用石けん、うがい薬 等

【ボランティア活動用資機材（例）】

用途	品目
機材	ヘルメット、ほうき、ちりとり、バケツ、雑巾、モップ、たわし、熊手、じょうろ、ホース、デッキブラシ、掃除用洗剤、スコップ、土嚢袋、ボール、金槌、釘抜き、ドライバー、一輪車、のこぎり、ロープ、脚立、ゴミ袋、ブルーシート 等
消耗品	防塵マスク、軍手、ゴム手袋、長靴、カップ、飲料水、塩（飴）、石けん、消毒液 等

「災害時応援受け入れガイドライン」（平成27年4月 兵庫県災害時受援体制検討委員会）を参考に作成

ウ 情報の提供及び共有

行政が把握した被災者ニーズ、行政が行う対策の内容など活動に必要な情報を提供するとともに、情報共有のため、災害ボランティアセンターの代表も災害対策本部など庁内の会議、ミーティング等に参加できるよう配慮するものとする。

エ 担当職員の派遣

市町村災害対策本部との連絡調整のために、職員を災害ボランティアセンターに派遣するものとする。

(3) 災害ボランティア募集の告知

ア 災害ボランティアの募集告知は、ホームページやSNSなどにより、被災地の被害状況や被災者のニーズなどとともに具体的で正確に素早く発信することが必要となる。

イ 報道機関への定時記者会見等で募集情報を提供することも必要である。

ウ 被災者のニーズは日々変化するため、高い頻度で発信し続けることが重要となる。

エ 被災者に対しても、チラシ、防災無線等によりボランティアの派遣ができることを周知するものとする。

(4) 行政ニーズの解決のためのボランティアとの協働

避難所の運営、災害ゴミの積み卸しや分別など、膨大になる行政ニーズの解決のためにもボランティアとの協働が必要である。

3 災害ボランティアセンターの運営

市町村社会福祉協議会との協働により災害ボランティアセンターを運営するものとする。

- (1) ボランティアセンターの業務は多岐にわたるため、市町村、市町村社会福祉協議会、ボランティアが行う活動を整理しておき、それぞれの役割を明確にしておくものとする。
- (2) 市町村社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの運営マニュアルを整備するとともに、平常時にセンター設置の訓練を行い、手順を確認しておくものとする。

<災害ボランティアセンターの運営体制・役割分担の例>

班	役 割
総務班	情報発信、物資・会計、庶務
受付班	受付、名札、電話対応
ニーズ班	ニーズ電話対応、地図の準備、避難所支援
マッチング班	被災者のニーズとボランティアの調整
送り出し・迎え入れ班	送り出し、迎え入れ、バイクの運用
資材班	資材管理

「災害ボランティアセンター運営ガイドライン」（社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会）を参考に作成

第7章 訓練・研修等

1 共同訓練の実施

現状、地方公共団体間や地方公共団体と企業間で、応援・受援に当たり、人的・物的資源をやり取りするための標準的な方法や共通手順は確立されていない。

災害発生時に、やり方や考え方が異なる組織間で円滑に受援・応援を行うためには、共通のルールを確立しつつ、あらかじめ共同訓練を通じて、そのやり方等を相互に理解し、また、課題があれば改善を図る必要がある。

市町村は、本計画に基づく受援・応援の実効性を高めるため、県や関係機関間で受援・応援の内容や方法を確認し、検証するための図上訓練等を定期的実施するものとする。

2 職員の研修

本計画の実効性を高めるためには、職員の訓練を通じた実践スキルの醸成とともに、研修・演習の機会を通じた各受援・応援対象業務の理解の深化が必要である。

市町村は、県と連携し、国の研修制度や県との合同研修を活用するなど、職員の育成環境の向上を図るものとする。

3 自助・共助の促進

市町村が応急対策や復旧等に必要な行政事務を実施していくためには、広域的な支援の受入れとともに、住民による自主的な避難所運営やNPO、ボランティア団体等との連携が重要である。市町村は、自主防災組織の主体的な活動を促進させるものとする。